

令和4年度第1回（10月1日採用）市職員採用候補者登録試験

人事課 ☎ 65-1213

求む!

- ✓ 郷土愛を持ち、**チャレンジ精神旺盛**な職員
- ✓ **コスト意識**を持ち、市民の視点でスピーディに行動できる職員
- ✓ プロ意識と熱意を持ち、時代に即応して**変革（チェンジ）**できる職員



詳細はこちら

受付期間

5月6日(金) 10:00 ~ 28日(土) 23:59

※インターネットによる電子申請（パソコンまたはスマートフォン）で申し込みをしてください。

第1次試験

6月19日(日)

試験会場

市消防防災合同庁舎

受験資格

▶性別不問▶日本国籍を有しない人も受験可▶昭和52年4月2日以降に生まれた人▶地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない人▶市内在住者または採用後市内に居住可能な人で、下表に該当する人

募集人数

試験区分ごとに若干名

上級・中級の試験区分は、コロナ禍で就職活動がままならなかった人、就職氷河期世代の人を含め幅広く受験者を募ります。職務経験者は即戦力となる人材を求めています。

試験区分	学歴など
土木技術（上級）	4年制大学（大学院）において、試験区分に係る関係学科を専攻し卒業した人 ^{※1}
建築技術（上級）	
機械技術（上級）	
保健師（上級・中級）	保健師の免許を有する人
土木技術（職務経験者）	1級土木施工管理技士の資格を有する人 ^{※2}
建築技術（職務経験者）	1級建築士の資格を有する人 ^{※2}
機械技術（職務経験者）	1級ボイラー技士または第2種ボイラータービン主任技術者の資格を有する人 ^{※2}
情報技術（職務経験者）	独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち、高度試験のいずれかの試験または情報処理安全確保支援士試験に平成21年以降に合格している人 ^{※2}

※1 上級における大学を卒業した人には、高等専門学校専攻科卒業かつ学士の学位取得者を含む

※2 各関係の職務経験（情報技術はプロジェクト・マネジメントの実務経験）が直近6年中3年以上あること（9月30日までに3年に達する場合を含む）



住友金属鉱山(株)別子事業所と「災害時における施設使用等の協力に関する協定」を締結しました。

災害が発生、または発生する恐れがある場合に、住友金属鉱山(株)別子事業所が所有する施設を避難場所としたり、机やいすなどの備品の使用を市が要請したりできるようにいたします。

大場浩正所長は「いざというときに市民の皆さんの役に立てるのは、地元企業として大変光栄に思う」と述べました。

住友金属鉱山(株)別子事業所と協定を締結

危機管理課

☎ 65・1282

■軽自動車税（種別割）の減免申請手続き

市民税課 ☎ 65・1224

障がいがある人の軽自動車税（種別割）の減免申請を次の通り受け付けます。

■対象となる車両（二輪を含む）

4月1日現在で障がい者などが所有する車両（1人1台）

※知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、その人と生計を一にする人が所有する車を含みます。

■対象となる用途

- ①障がい者本人が運転する場合
- ②障がい者と生計を一にする人が運転する場合
- ③障がい者のみの世帯の人を常時介護する人が運転する場合

※②と③は障がい者などの通学や通院、生活のために専ら使用するものに限ります。

■減免申請の手続き場所

市民税課

■締切日 5月24日(火)

■申請に必要なもの

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか（4月1日以前交付のもの）、納税義務者のマイナンバーが分かるもの、軽自動車税（種別割）納税通知書（5月上旬発送予定）、運転者の運転免許証、来庁者の本人確認書類、福祉事務所長による生計同一証明書（運転者が障がい者と別居の場合）

軽自動車税（種別割）が減免される障がい程度

区分			障がいの程度	
			本人の運転	生計同一介護者が運転する場合
視覚障害	身体障害者	級	1～4	
	戦傷病者	項症	特別～4	
聴覚障害	身体障害者	級	2・3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
上肢不自由	身体障害者	級	1・2	
	戦傷病者	項症	特別～3	
下肢不自由	身体障害者	級	1～6	1～3
		項症	特別～6	特別～3
	戦傷病者	款症	1～3	
体幹不自由	身体障害者	級	1～3・5	1～3
		項症	特別～6	特別～4
	戦傷病者	款症	1～3	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者	級	1・2
	移動機能	身体障害者	級	1～6
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸機能障害	身体障害者	級	1・3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1～3	
肝臓機能障害	身体障害者	級	1～3	
音声機能障害	身体障害者	級	3（無咽頭）	
	戦傷病者	項症	特別～2（無咽頭）	
知的障害	療育手帳	級	A	
精神障害	保健福祉手帳	級	1	

申請に必要な書類などの詳細は市HPをご覧ください



■新居浜ものづくりブランド・マイスターを認定

産業振興課 ☎ 65・1260

市内企業の優れた製品や高度な技術を認定する「第10回新居浜ものづくりブランド」、地域のものをづくり産業を支える優れた技術者を認定する「第6回新居浜ものづくりマイスター」の認定式が開催されました。

認定されたのは、ものづくりブランドが(株)シーライブ、(株)タステム、(株)マルヤスの計3製品・技術、ものづくりマイスターが井上崇秀さん（(有)井上石材店）、寺久保顕司さん（ロジスネクスト四国(株)）の2人です。



認定された皆さん（左から寺久保さん、井上さん、(株)シーライブ、(株)タステム、(株)マルヤス）

■元気もりもり教室でフレイルを予防しよう！

地域包括支援センター ☎ 65・1245

■生活の不活発に気を付けて！

高齢者は新型コロナウイルスに感染すると重症化するリスクがあるため、特に注意が必要です。しかし、感染を防ぐために外出を控えて家に閉じこもり、生活が不活発になると、健康な状態と介護が必要な状態の中間の状態であるフレイル（虚弱）を招き、要介護状態や寝たきりにつながる恐れがあります。

フレイル予防のためにも、基本的な感染予防対策を行いながら、適度な運動や十分な栄養に加え、お口の健康、人との交流を意識して生活しましょう！

■元気もりもり教室を利用しませんか？

仲間と一緒に運動をしたり、栄養バランスのよい食事やお口の健康などについて学んだりすることで、フレイル予防や認知症予防に取り組み、いつまでも自分らしく自立した生活が送れることを目指します。感染予防対策を行って開催しますので、安心してご参加ください。



開催時期や会場などは下記の表をご覧ください。

対象 65歳以上の市民

期間 週1回2時間程度
(全13回のコース学習)

定員 各会場25人(先着順)

料金 無料

申し込み 地域包括支援センターまたは各委託事業者に直接連絡してください。

※必要に応じて訪問指導があります。

※教室開催地区内に居住の利用者で、送迎が必要な人はお問い合わせください。

※各教室の開始前に事前説明会がありますので、必ず参加してください。

地区	時期	会場	委託事業者
川西	7月5日～9月20日 毎週(火) 9:45～11:45	市総合福祉センター ※事前説明会6月7日(火)	東京ネバーランドえひめ ☎ 31-5078
上部西	7月4日～10月24日 毎週(月) 13:30～15:30	大生院公民館 ※事前説明会6月6日(月)	新居浜医療福祉生活協同組合 ☎ 40-5510
上部東	8月3日～10月19日 毎週(水) 13:30～15:30	船木公民館 ※事前説明会7月6日(水)	ふたば会 ☎ 40-0515
川東	8月4日～10月20日 毎週(木) 13:30～15:30	高津公民館 ※事前説明会7月7日(木)	愛媛医療生活協同組合 ☎ 36-3671

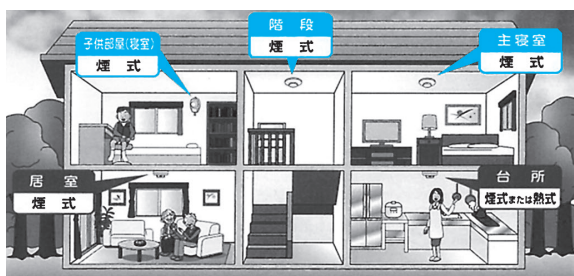
■住宅用火災警報器の無料取り付け支援事業

予防課 ☎ 65・1342

65歳以上の世帯で住宅用火災警報器の取り付けが困難な人について、消防職員による無料の取り付け支援を実施しています。取り付けを希望する人は、予防課へ申し込みください。

取り付けの流れ

- ①家電量販店やホームセンターなどで、煙式の住宅用火災警報器を事前に購入する。
 - ②購入後、予防課へ連絡する。
- ※平日9時30分～17時の間で希望の取り付け日時を相談してください。



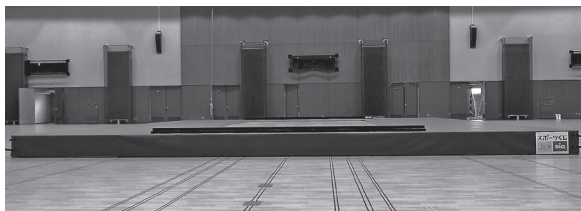
※条例により、寝室などには「煙式」の住警器設置が義務付けられています。購入の際は必ず設置必要個数を購入してください。

■重量挙げの演技台を設置しました

スポーツ振興課

☎ 65・1303

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施するスポーツくじtotoの収入を財源とした「スポーツ振興くじ助成事業」の助成金を受けて、市民体育館に重量挙げの演技台を設置しました。本年度、市内で開催される全日本選手権大会や四国インターハイをはじめ、今後もたくさんの方の競技大会で活用していきます。



■光化学スモッグにご注意を！

環境衛生課

☎ 65・1512

春から夏にかけて、光化学スモッグ注意報が発令されることがあります。

発生しやすい状況

日差しが強く、気温が高く、風の弱い日に発生しやすくなります。遠くの山や建物が、かすんで見にくい日は注意しましょう。

注意報が発令されたときは

▼屋外での激しい運動は、なるべく避けましょう。

▼目やのどに刺激を感じた場合は、目を洗い、うがいをし、屋内で安静にしてください。症状が良くならないときは、医師の診察を受けましょう。

▼被害を受けた人は、環境衛生課または西条保健所（☎ 56・1300）までご連絡ください。

発令情報を知るには

注意報は、防災行政無線やHP、SNSなどでお知らせします（SNSの登録については目次を参照）。

■全国健康保険協会愛媛支部と包括連携協定

健康政策課

☎ 65・1586

市民の健康づくりを推進し、健康都市づくりにつながるため、全国健康保険協会愛媛支部と包括連携協定を結びました。

主な連携・協力事項として、地域・職域連携による市民の健康づくりの推進に関すること、がん検診・特定健診の受信促進に関すること、生活習慣病の発症および重症化予防に関することなどが盛り込まれています。

逸見雅一支部長は「職場・職域の健康課題の解消や、市民の健康的な生活の実現を目指します」と述べました。



■5月11日は「人権のつどい日」

人権教育課

☎ 65・1243

誰でも自由に参加できます。事前の申し込みなども必要ありません。気軽に参加してください。

▼場所 瀬戸会館（瀬戸町7番30号）

▼時間 19時30分～21時

▼定員 50人（先着順）

※マスクを着用してください。

▼内容 DVD視聴

「夕焼け」テーマ：ヤングケアラー

「私たち一人ひとりができること」テーマ：コロナ差別

「ケアラーだれもが人権尊重される社会を」

家族であっても、介護や世話をすることは、身体的、精神的、さらに経済的にも負担になります。とくにヤングケアラーは、学校に通い、成長する貴重な時期であるにもかかわらず、その状況が周囲から見過ごされやすいという問題があります。

DVDでは「家族のことは家族でするのが当たり前」という思い込みからヤングケアラーになってしまった主人公が、ヤングケアラーや家族の問題解決に向かう様子を描いています。